

<資料2>

☆新財源 (案)

＊「埋蔵金」活用新基金のポイント (図参照)

- ・ 財政法第 44 条 (特別資金の保有) 等を根拠に「埋蔵金」を元手に 50 兆円規模の「国民経済・生活支援基金」(仮称) を内閣府に設置し、運用する。
- ・ 活用埋蔵金は当面、特別会計の年金・労働保険資金を除く《積立金+剰余金》から成る。
- ・ 期間3年とする。
- ・ 日銀を関与させ、新しい法律で活用埋蔵金相当額をファイナンスさせる (資料 3)。
- ・ 可処分剰余金を最大限捻出するため、各特別会計の繰越額に一定の基準を設け、不用金相当額を毎年活用する。

＊その他の財源

- ・ 国庫余裕金の外為特会向け無利子貸付 (4 兆円活用～8000 億円/年) を止め、一般財源に活用。
- ・ 政府預金 2.5 兆円 (消費税 1%分相当、08 年 3 月末の政府預金残高は 3.5 兆円) の活用。